

# 十七世紀初頭の「織傭の変」をめぐる一、二の資料について

正 夫 森

## 目 次

- I 新出資料の所在と原文
- II 暴動の主体的側面についての従来の見解
- III-1 王秩老人の存在をめぐって
- III-2 葛成の発言をめぐって
- おわりに

## はじめに

一六〇一年、明の万暦二十九年六月、蘇州府城（現江蘇省蘇州市）内で、同府城内の民衆が徵税担当官であった宦官孫隆とその部下、及び孫隆に協力した当地の郷紳丁元復を襲撃した事件は「民變」の典型的なものである。民衆の主力となつたのは織傭、すなわち綿織物製造の作業に従事する賃労働者たちであった。彼らは綿織物を対象とする課税が加重され、自分たちが失業に追いやられたことに抗議したのである。すでに明末、一六四二（崇禎十五）年刊の『吳縣志』（巻十一・祥異）で「織傭の変」と呼ばれているこの暴動は、第一に、商品生産・市場の画期的な発達の所産として都市に集住する賃労働者たち自身が中心となって組織したものであり、第二に、しかも、資本に対する経済闘争ではなく、王朝権力の政策執行者を直撃する政治闘争としての色彩を帯びていたというその特徴故に、日中両国の研究者たちの注目を集めてきた。

厳しい財政危機を開拓しようとした十六世紀末の明朝国家は、貨幣銀——の原材料を獲得するための新旧鉱山の開発と、商品に対する国内関税の増徴とを企て、皇帝に直属する宦官を全国に派遣して苛酷な収奪を強行した。以来、十七世紀の初頭にかけて、多くの都市で、この収奪に対する厳しい抵抗闘争がくりひろげられた。それらの多くは「民變」と呼称されている。<sup>①)</sup>

諸氏、中国では傅衣凌、尚鉄氏らが、次々と所見を公表した。<sup>3)</sup> このうち、一九五四年、この暴動についての自身の第一の専論「織傭の変」（『歴史学研究』一七一号）を出した佐伯有一が、一九六八年発表した第三の専論「一六〇一年の『織傭の変』をめぐる諸問題——その一」（『東洋文化研究所紀要』第四十五冊）は、日本における最も新しい業績である。これは佐伯が、その第二の専論「明末織工暴動史料類輯」（以下「史料類輯」と略称）『清水博士追悼記念明代史論叢』。一九六年二年。大安）で行った詳細な関係資料の紹介と批判を前提として、いわば中国史における普遍と特殊を象徴するこの暴動の評価に最終的結着をつけることを企図したものである。しかし、遺憾ながら、当該論文の注、及びその続編は発表されていない。

以下、この小稿では、近年筆者が偶見した織傭の変についての二、三の新資料を紹介するとともに、これらの資料の内容に即して、本暴動の主体的側面の理解にかかる若干の問題を提出しておきたい。諸先学の討論再開のよすがともなれば幸甚である。

## I 新出資料の所在と原文

佐伯が「史料類輯」であげた「題葛賢冊」（以下甲と略称する）が合計三四四字であるのに對して、「題葛賢冊頁」（以下乙と略称する）は合計四三九字からなる。甲の冒頭の「嘗乞庶吉士鄭鄧題冊」と、末尾の「賢未死、江湖間、己事之為神」の間にはさまれたその主要部分は、乙を前、中、後に三分すると、その“中”に當り、乙に対しても、一、二字の異同が六カ所、七字の省略が一ヶ所、五字の省略が一ヶ所ある

〔葛道人伝〕を、第十四番目の資料として、宋懋澄（モウチヤウ）をあげ

ている。佐伯は暴動で指導的役割を演じたと目されてきた葛成の伝記的叙述であるこの二点が、『乾隆蘇州府志』（卷七八・雜記一）の中で「本件に関する叙述の重要な部分として抜抄」されており、両者ともに注視すべき資料だと想定されるにもかかわらず、その原形を知ることができない、と述べ、「中國の学者の史料拾集の努力に俟つ」以外にないとした。

ものの、全体として、ほぼ乙の該当部分に照應している。乙はそれ自体均衡のとれた起承転結を備えており、原文に近いものと考えられる。

一方、「史料類輯」であげられた「葛道人伝」（以下Aと略称する）が合計三三三字であるのに対して、「宋懋澄葛道人伝略」（以下Bと略称する）は、合計七六六字、それに黄百家の「私記」が割注として合計三六字附されている。ところが、Aは、Bと比べると、これが同一人物の手になる、ほぼ同一表題の文章とは思えないほど、ほとんど照應関係を欠く。もちろん、いずれも織傭の変と、あえてこの暴動の首唱者として名乗り出た葛成の言動が中心主題であるから、内容的に全く無関係というわけではないが、たとえば事件勃発の当初嵐山にあつた葛成が、兄とともに蘇州府城へ入る経過についてみても、Aは冒頭に、Bは中央部に「どう」とく、文の構成の中で占める位置が全く異なっている。とりわけ、Bでは、織傭の変の政治的・社会的前提としての租税收奪の強化をめぐる全国的情勢、暴動開始直前の担い手たちの準備状況、暴動展開の過程などに関する叙述が見られるが、Aにはこれらに該当する箇所はほとんどない。甲——乙の関係とは対照的である。従って、資料としての価値はさておき、Bの発掘のみによつては、どちらが宋懋澄の手になる「葛道人伝」の本来の姿をとどめるのかを決めることができない。

しかしながら、幸いなことに、日本には、省略のないBの原文とみなされるものが現存していた。すなわち、陳繼儒の文集の一つである

『白石樵真稿』卷二十二「偶然雜著」所収の「書葛道人」なる一文である。これは、佐伯が「史料類輯」で第十一番目の資料として紹介した「吳葛將軍神道碑」と題する陳繼儒起草の碑文とは全く内容を異にする。というのは、「書葛道人」なる一文は、冒頭の「宋孝廉懋澄、作葛道人伝、云」の直後に続く「葛道人、嵐山縣人也」という句からはじまり、宋懋澄自身の一人称表現である「余」を用いた文末の一節に至るまでの全體が、宋の手になる「葛道人伝」の再録という構成をもつていてあるからである。

この一文（以下Cと略称する）は、合計一四〇五字からなり、Bの約一・八倍に当る。結論的に言えば、BとCとはほぼ完全な照應関係にある。Bは、Cから、大きくは三つの部分を、小さくはいくつかの語句を削除し、一方で若干の語・句を増加したのに他ならない。そして、後述するように、Cに記された宋懋澄と陳繼儒との密接なかわりから、Aではなく、Cとその略文としてのBこそが、宋懋澄の名を冠した「葛道人伝」の原文であることがうかがわれる。

以上のように、資料乙、資料B、資料Cは、織傭の変についての、事實上の新出の、しかも比較的詳細な資料といい得る。織傭の変研究の好個の資料集となつてゐる佐伯の「史料類輯」の補遺の用を果すべく、左に紙幅を借り、(1)資料乙、(2)資料B、(3)資料Cの順番で全文を収載する。なお、句読は、筆者の責任で施したものである。（印刷の都合上、原則として当用漢字を用いる。）

## (1) 資料乙

## 題葛成冊頁

鄭鄧

余往聞吳民擊稅璫事、葛成為倡、已復挺身就獄、以故無所波累、心高其義。後聞成且死為神、江湖間、甚著靈爽。今年介陳眉公徵君書來、則成固未死也。促見之、令說擊璫事、猶烈烈氣盈眉宇間。語未既、憎然而泣。問其故。曰、徵君為我字余生。此余生者、神宗皇帝之所与也。吳門三日而亂定。所格殺稅官十六七人。吾矢以隻身当之。神宗皇帝終難吾一死、縲絏十年而得出。今退耕于野、又若而年矣。後吾二十有八年而復有顏佩韋五人擊殺緹騎之事、熹宗皇帝未之知、而開府已奉璫意、立膏粱街。吾非為吾泣、為五人也。余曰、若知神宗之所以不死若乎。豈獨寬仁浩蕩。抑固有深意、所以折中官之萌而作天下忠憤之氣也。故方曆之治、垂衣久而不亂。後五人雖死、今上皇帝聖明初服、無闕抑弗彰、五人之墓、且巍巍與要離塚相望。夫烈士舉事、亦顧有當而已、豈可以生死分幸不幸哉。君一拳而稅虐遂減、所全生靈無算。五人再拳而緹騎中憲、所全于士紳無算。君分必死、而神宗皇帝生之。五人業安于死、而今上皇帝死而生之。吾以知我國家忠義之報、永永未有艾也。成拱手曰、命之矣。雖然、吾願、此忠義之脈、常留于薦紳先生而不見于閭里、則吾儕小人幸甚。余媿其言、遂書之、以告凡為薦紳先生者。

## (2) 資料B

四

宋懋澄葛道人伝略。葛道人、崑山人。当今上二十二年、海內晏安。輔臣有慕神仙不死之術者、思服食空青。于是諷謂臣為鑿山採金之說、著之館課。而不逞之徒、遂以開礮請。天子下之輔臣、輔臣從中決策。于是命錦衣官校、董其事。居無何而宵人言利者、復以榷稅請。天子又可其奏、以賈璫易官校。賈璫率人面肉覬。因招狙獵與俱。于是潞河榷張燁、遼榷高淮、楚榷某、淮泗榷陳增、維揚榷魯寶、齊魯榷馬堂。所在分布、四海歌行路難。江南全越、贛孫司礼龍。龍故掌浙直尚衣。歲辛丑大祲。五閔之稅日縮。龍抵吳會稽、有司議斂漏稅弥縫之。會參隨黃建節者、通吳中無賴湯莘徐成等二十余人、秉覈稅之令、斂稅使令民間一杼、月稅三錢。姑蘇達道凡六門。水閥者三。二十二人將分拋之、無貨不征。更議羅綺、非奉司礼篆符、不得私貿、尅日開征。市人洶洶、遂期于六月三日、詛玄妙觀、名曰團行。明日不呼而集者万人。踪建節所在、至覓渡橋。建節方拋胡床、指揮左右、阻檣遏販。而万声同呼、飛磯中建節脳。脳裂。復擊殺徐成等數人、還擁入市、火攻湯莘等家。即欲拋閩網市利者也。先是、鄉紳丁給貲華等、市奇貨、媚司礼、約事成百倍酬丁。故丁亦焚焉。万人不持寸刃。遇金帛、悉投火中。有掠物者、隨擣之火。張空拳往來、惟罪人是討。四民寢食不驚、歎聲沸溢。當是時、事起倉卒、姑蘇守暨長吳二令、欲問主者為誰、卒不可得。蠻聚五日、榜示万端、無一人解散、越八日、忽

有壯夫、袒肩播蕉扇、突衆而出、長揖太守朱前。曰、余為葛成。請戮成以伸國法、余人乞置勿問。太守驚愕、遂以名聞之藩司。巡撫曹、方欲得罪人、亟以成名上聞。然事起月之初弦、道人尚居嵐山。七日聞麥、始偕其兄入郡覩奇事、不覺為義所激、挺然以應上官之求。夷非戎首也。道人既自誣服。兵使者杖之瀕死。吳民感其義、無不流涕。咸稱謂葛將軍、擬其死而為神、鑄畫圖賚之。吳中名士張幼于為文、率士民生祭、復作書致丁紳及当事、祁寬之。時有作蕉扇記譏丁。丁疑出幼于、夜遣盜踰垣、刺殺幼于、復沉盜以滅口。道人羈獄十余年、歷多官訊鞫、以義声久聞、共為曲全得救。當楚寺被逐、陳增投環、上意猶未弛也。及衆討建節、始驚訝曰、三吳亦復騷動耶。嗣後遂不復遭、而砾採亦竟絕跡。一夫語難、万里貼席、厥績丕矣。私記。先天子曰、葛成今同葬五人之墓、以其氣類相似。此文當与張天如五人墓記同立一碑。

(以上、資料乙、資料Bは、『明文授說』卷四十二「序」第二十四  
—二十七丁による。)

### (3) 資料C

書葛道人

宋孝廉懋澄、作葛道人伝云、葛道人、崑山縣人也。當万曆二十二  
十七世紀初頭の「織捕の変」をめぐる二、三の資料について（森）

年後、西方凱旋、東夷閔白既死、而征播之師未興、海內晏安。輔臣有慕神仙不死之術者、思服食空青。于是諷詞臣為鑿山采金之說、著之館課。而不逞之徒、遂以開礮請。輔臣從中決策。于是命錦衣官校董其事。居無何而宵人言利者、復以榷稅請。遂易官校以貂璫。率人面肉視、不能舞文。因招亡賴與俱。于是潞河榷某、楚榷某、淮泗榷陳增、維揚榷魯賢、齊魯榷馬堂。所在分布、四海歌行路難。江南與越、轉孫司礼。司禮故掌浙直尚衣、習吳越情、稍称安靜。歲辛丑大浸、五閩之稅日縮。司禮抵吳、會計不足。議嚴漏漏稅弥縫之。会有參隨黃建節者、通吳人湯莘徐成等二十余家、乘覈稅之令、妄議民間一杼、月稅金三錢。姑蘇遠道凡六門、水閥者三。二十人將分拋之、無貨不征。又擬一段稅五分、紗則二焉。更擬羅綺、非奉稅使篆緘、不得貿。飛語剋日開征。市人洶洶、相期于六月初三、詛諸玄妙觀。為首六十人、名曰團行。明日不呼而集者万人。踪建節所在、名覓渡橋。建節方拋胡床、指揮左右、阻維檣。遇負販。而万姓一呼、飛碟已碎其腦。復擊殺徐成等數人、還擁入市、火攻湯莘家。即前二十人、欲拋閨門網市利者也。先是、鄉紳丁給貲于二十人、市奇貨媚稅使、約事成百倍酬丁。至是亦焚如焉。數万人不持寸刃。遇金帛、悉投火中。有掠物者、輒擯之火。張空拳往來、惟罪人是討。四民寢食不驚、歎声沸溢。當是時、事起倉卒、姑蘇守暨長吳二令、欲問主者為誰、卒不可得。蟻聚五日、榜示万端、無一人肯解散。抵初八、忽有壯夫、袒肩播蕉扇、突衆而出、長揖太守朱前。曰、余為葛成、實倡是舉。請戮成一人

以伸國法。余皆縱觀人。乞悉置勿問。太守驚愕起謝、願司理稱嘆者久之、遂以名聞之藩司及兩台。撫台曹公、方急欲得罪人、亟以成名上聞。然当事起時、道人尚居崑山里中。初七聞變、始偕其兄入郡、覩異事、不覺為義所激、挺身以應上官之求。非我首也。同事有王秩老人。年八十矣。玄妙盟神之日、秩亦與焉。道士張景和識秩面、而聞衆団行、但不知所盟何事。及道人詣官自誣、衆猶屯聚。二令見秩年老、因諭老人試代官慰衆。秩欣然謂與人曰、府県尊官、諄諄如此。我等何憂而不散去、以貽賢明處乎。衆遂瓦解星散。有司初嘉其功、故撫台之疏不及。已而景和逢迎稅使。及承丁紳旨、遂密揭秩與敷禎等首倡。秩坐辟死獄中、禎亦遭戍。蓋出景和之譏口、非其罪也。道人既自誣服、兵使者杖之瀕死。吳人感其義、無不流涕。咸謂、禍且不測、應在不赦。巍呼為葛將軍、預擬其死而為神、餽將軍圖画以賽之。吳中名士張幼于、率閩郡士民、為文生祭。旨甚激亢、詞多不載。復作書致丁紳及当事。已更為蕉扇記譏丁。頃之、有盜踰垣。幼于獄未成、輒乘間溺河死、以自滅口。事載幼于伝中。道人羈獄十余年、歷多官訊鞫、第謝曰、賢不忍姑蘇之遂為戰場。而命監成危、上官坐困。故不難以死解之。語載三県令爰書、蓋美錄也。道人事得白、既出獄、猶未娶。

客有贈之愛妾者、道人笑而受之以帰。同載不亂、還其父母家。父母義之、贈以二十金。道人以金娶里中田家女与俱。事兩兄甚友愛、兩兄每多求焉。力有不及、中夜涕泣而已。噫、非天下至柔、孰能為天下之至剛乎。余識道人于眉公家。道人嚴事眉公、嘗為執

鑿竈下。見人熙熙、令人起爭席之恩。太史公曰、無不善画者、莫能圖。余于道人亦云。道人素称將軍。眉公与余議曰、是人氣韵開明、似有道者、非斬將搴旗之倫。因呼葛道人。本名成。而爰書称賢者、從撫台原疏也。或曰、名其為賢、蓋多方之誤、隱寓曲全云。宋懋澄曰、當楚寺被逐、陳增投繯、上意猶未弛也。及衆討建節、始驚訝曰、三吳亦復驅動耶。嗣後遂不復遣、死不復補。其計于今、直贊龐耳。而竑採亦竟絕跡。一夫語難、万里帖席。厥績不矣。雖然、鬻拳其諫、顧法自戕。此余四謠、卷卷于一一死也。然道人卒以不死、明聖朝無冤獄。雖古從容就義、奚以加焉、余独悲王秩為衆拯死、為國解紛。干戈礼樂、萃于一人、而卒斃狴犴。敷禎代肉食、為蒼生請命。至不得与噬民之郭岩同死牖下。悲夫。幼于以言取禍。邦有道、危言危行、尼宣殆欺余耶。余讀撫台以下諸功令、知人心不死、猶在縉紳。天子万年之頌。其在斯与、其在斯与。

（以上、資料Cは、『白石樵真稿』卷二十二「偶然雜著」第四十七  
五一丁による。）

## II 暴動の主体的側面についての從來の見解

停滯論の打破を目ざし、中國史における世界史的普遍を追求しつ

つ、その過程で民族的特殊をとり出すという観点をもつとも鮮明に持した上で織傭の変をとりあげ、今なおこの民衆暴動についての生彩ある、かつ完結した研究としてわれわれの前に置かれているのは、先に触れた横山英、田中正後の労作である。この暴動の主体的側面について筆者が抱いている問題は、この両者の研究から導き出されたものである。

一九六一年、織傭の変をはじめとする「民變」を、「抗租」と呼ばれる佃戸の反地主闘争、「奴變」と呼ばれる奴僕の主人に対する闘争とともに、明末清初期、およそ十六世紀半ばから十七世紀半ばにかけての時期に固有の民衆反乱として相互に関連させ、これらを大きく概括する仕事として「民變・抗租奴變」(前掲)を著した田中正後は、その中で、この時期の中国における民衆反乱の生産力的基盤について、いくつかの論点を提示している。<sup>1)</sup>

すなわち、田中は、十六世紀末から十七世紀初頭にかけての都市「民變」自体とその契機の歴史的・社会的性格を、当時の社会的生産力が到達した新たな水準にもとづいて規定しようとするのである。

田中のこうした認識を支えているのは、当時の都市「民變」の最も典型的な事例として、彼が詳細な分析を加えている織傭の変の存在形態である。万暦二十九年、一六〇一年六月のこの暴動は、冒頭に述べたたとえば、田中は、明朝国家が、この時期、冒頭で言及した諸収奪に加えて、対滿州族防衛用、及び各地の反乱鎮圧用に充てるために、土地所有に対する附加税——「遼餉」・「助餉」・「練餉」・「勵餉」——を単位面積(一畝)当たり一律に、しかも繰り返し賦課したことを指摘して、次のように述べている。

「しかも、われわれは、かかる現象の根柢に、一般に、このような収奪の強化を招き、これを受けとめ、そしてこれに抵抗した生産諸力の発展とその担い手たちの抬頭とを見のがしてはならないであろう」。

また、田中は、宦官による収奪に対する右の抵抗闘争についても以下のよう発言をしている。

「それは、ほぼ全国的な流通市場に結ばれた当時の商品生産の展開によさわしく、澎湃として湧きあがり拡がりゆく時代現象にはかならなかつた」。

受けなければならなかつたであらうが、みずから労働によつて、形式的にせよ『賃銀』をえ、これによつてみずから生計を立てざるをえない階級として登場しつつあつた……』。

「単純商品生産の発達と市場流通の展開のもと、徐々にせよ、身分的により自由な賃銀労働者への歴史的成長を指向しつつある傭工が広汎に生みだされ、しかもこれらの傭工たちが、封鎖的・孤立分散的な個々の零細經營内において、上下の身分的ギルド規制にしばられ、あるいは家父長制的な家族労働的擬制に埋れているといった状態のなかから、しだいに横の、かれら相互の連帶意識をもちはじめた……」。

単純商品生産という規定は、田中が当時の商品生産を「資本制の起点としての『小商品生産』」の段階には達していなかつたと見ていくことを意味する。とはいへ、右に引用した一連の文章には、生産力、及びそれに照應する労働力の性格が、より資本制的な、かかる意味でより近代的な色彩を帯びていくという認識が、肯定的ニュアンスで述べられている。

田中は、この暴動——織傭の変の扱い手の主体的側面についても、攻撃目標設定の的確さ、組織の規律正しさ、指導の水準の高さに注目し、これらを、「このたたかいの主体として織傭たちが登場してきたという事実」自体ともども肯定的に評価する。しかしながら、田中は、明朝国家の不当な収奪に直面した他の社会層がこれに積極的に抵抗せず、「直接生産者のほとんど独自かつ直接の抵抗にまたねばなら

なかつた」と、「機戸の経営者と織傭との対立が顕著でなく」、織傭の階級意識が未成熟であつたことなどを、「織傭たちに皇帝権力批判がみられないというその傾向」とともに指摘し、この暴動の主体的側面が「家父長制的なアジア的專制主義」によって制約されていた、とする。これと関連して、この暴動の指導者たる「葛成らの官府に対する態度にも、その反権力闘争がついに権力そのものの実態を見破りえなかつた悲劇的限界が露呈する」ときびしい評価を下している。

一九六一年の田中論文における上記の論点は、基本的には、それに先立つ十年前、一九五二年、横山英が「中国における商工業労働者の発展と役割——明末における蘇州を中心として」(前掲)によつて提示していたものである。この年、今堀誠二是、中国の北辺、綏遠・察哈爾地方(現内蒙古自治区)についての日中戦争中の実態調査にもとづき、中国では、十八世紀後半から十九世紀後半にかけての約八〇年間に、ジャーニーマン＝日傭職人のみの団体としてのヨーマン・ギルド＝日傭職人組合が一般的に形成されたが、その最初の契機が明末になると予測した<sup>10)</sup>。こうしたヨーマン・ギルドの成立は、「単純商品生産を越えた小商品生産＝初源的「資本」賃労働関係が展開していることを前提とする」<sup>11)</sup>から、明末は中国における小商品生産の最初の展開期であろう、というのが今堀の見解であった。

横山は、今堀の仕事にもとづいて、「中国におけるヨーマン・ギルドが旧い諸要素をしつようひきづりながらも階級闘争の扱い手として現われたことは、近代化の諸前提が、中国においても明白に存在し

たことを物語っているもの」だという見通しを立て、今後の予測を、一六〇一年の蘇州における織傭の変の分析を通して検証しようとしたのである。

横山は、明清時代における蘇州の絹織物業の発達について最初に注意を喚起した宮崎市定の論文<sup>12)</sup>、十四世紀後半、明初の杭州の絹織物業職人と傭主の関係についての藤井宏の指摘<sup>13)</sup>、幾点かの地方志、隨筆など、当時の学界の到達した成果や資料を最大限に利用し、かつ織傭の変の前々年、万曆二十七年（一五九九）に山東東昌府臨清州城（山東省臨清県）で運送に従事していた人夫王朝佐を指導者として行なわれた暴動、すなわち徵税に当った宦官馬堂の執務署に対する焼打ち事件——臨清民變の経過をも援用しつつ、織傭の変の全過程を生き生きとした筆致で描くとともに、この暴動の歴史的・社会的特質について、

今日においても問題提起として意義をもつ言及を行なっている。<sup>14)</sup>

横山は、蘇州では、絹織物製造に従事する傭工（職人・労働者）のうち、それぞれの専門技術を身につけながら定まつた主人のいない「日傭い」のあることは臨時工的な職人が多く存在していたこと」に着目して、これらの人傭職人にあっては、「偶然的な（経済外的な諸条件による）債銀決定にあづかる可能性は割合に減じて、少くともそれとの労働部門における労働力の社会的平均的価格で労働力を売る雇傭関係に近接する」という状況が生まれており、「こういった経済的な運動」が「旧い共同体的規制をほり崩す決定的な作用をもつ」としている。これは、横山の問題提起的な言及の一つであり、小商品生産の展開という普遍

史的發展段階を明末に認めるべきだというその見解の核心をなすものである。この見解そのものは直接的には田中の継承する所ではないが、アヘン戦争以前の中国に、資本主義形成の可能性を認めるという大枠において、両者の認識は一致しているといえよう。

ところで、横山は、織傭の変の担い手の主体的側面について一方では、「蘇州で闘争を勝利に導いて目的を完遂した理由」が、攻撃目標選定の正当さ、行動の非妥協性、行動規律の厳正にあるとし、「このような闘争は織物職人層のみが遂行しうるものである」と述べて、生産力の発展に支えられて台頭した新しい階級としての織傭たちの先進性、前衛性を高く評価している。しかし、横山は、究極的には、次のような批判的な発言を行っている。

「峰起に当つての労働者達のエネルギーの激しさと強さとは驚くべきものであるが、同時に彼等の階級的な生長が甚しく未成熟であったことは争えない事実である。彼等の反封建闘争の眞の目標は、彼等を束縛し、収奪している前期的資本であり、あるいは又仕事場における家父長的な支配機構であり、又かかる支配機構の保証者としての政府権力であった筈である。にも拘らず、ブルジョアジーの成長が不十分であったアジア的封建制の下では、階級対立が西ヨーロッパの場合の如くすっきりした姿では尖鋭的に現われることが阻礙され、労働者達の意識の上に、眞の闘争目標が現實的には現われにくかった……〔従つて〕暴動は突發的・偶然的なものに止まつた。〔臨清民變の指導者〕王朝佐や葛賢（＝葛成）の犠牲的精神についても、前向きの開かれた形

ではなくて、閉鎖的な世界における仲間的意識に契機をもつといふの『公憤』以外の何物も感じ取ることはできない」。

すなわち、横山は、織傭たちは、自らの敵対する階級とその階級の支配を実現している国家権力、すなわち、これら真の敵に対する認識を欠如していたというのである。闘争の主体的側面に対するこの見解も、基本的に田中に継承されているといえよう。

このように両者の論点を見てみると、ほぼ共通して、暴動の客観的条件における先進性、すなわち資本制的近代を内的に創出する可能性すら秘めた商品生産の新展開に規定された先進性と、暴動の主体的条件における後進性、すなわちアジア的封建制、アジア的專制主義の下における階級意識の未成熟に規定された後進性が指摘されている。両者の論点のこうした特徴については、すでに佐伯有一が、第三番目の専論で、より緻密な分析と適確な措辞の下に表現し、さらに中国における研究史をも概括しながら、第一番目の専論以来、右の二つの条件についての包括的検討を進行中である。以下所、佐伯の第三番目の専論の目標は、田中、横山によつて暴動の主体的条件における後進性の一証左とされてきた点、すなわち、機戸や商人——いわば資本の側と、織傭——いわば實労働の側との矛盾が、後者によつて主觀的にはあまり自覺されていないという点を、経済的基盤からとらえなおすことに置かれているようである。

筆者は、以下の行論において、佐伯が第一番目の専論で行つた問題提起、すなわち、横山のいう社会的平均労働が実際には成立しがたい

状況があるとしても、「しかもなお、何故にそのような条件をこえて『織傭の変』という闘争のための結合を示すような事件が起り得たのか」という課題を解く一つの方向を、さぐってみたい。

ところで田中は、前掲の作業の中で、織傭の変から四分の一世纪後に起つた開説の変という大きな民衆暴動をとりあげている。天啓四年（一六二四）、江南諸都市における絹織物製造官営工場の管理と国家の民間絹織物製品買上げ事業との最高責任を担う織造太監の宦官李実が、蘇州の機戸を苦しめているとして、蘇州同知楊姜、應天巡撫周起元によつて彈劾され、逆にまた楊、周を、李実が弾劾するという事件が起つた。当時、国家権力の事実上の掌握者であり、年来、東林派の官僚・士大夫と敵対関係にあつた宦官魏忠賢は、天啓六年（一六二六年）に入ると、李実の名を用いて、周起元に收賄の罪ありと皇帝に弾劾の上奏をし、その際、偽つて、高攀竜ら東林派の六人も周起元の罪に関与していると述べ、彼らを逮捕する勅許を得た。この六人の中には、蘇州府吳県の人周順昌が含まれていた。この年三月、北京から周順昌逮捕のため、緹騎と称される捕吏が蘇州に派遣された。特權身分にある士大夫を逮捕するに際して恒例となつていた逮捕状朗読の儀式——開説が、周順昌を対象として、三月十八日、刑獄をつかさどる按察使の役所——察院でとり行なわれようとした時のことである。かねてからこの逮捕に抗議する気配を見せておびただしい民衆が、この民衆の動向を背後にして助命の請願を成立させようとした地元の一群の士大夫たちの思惑をこえて、緹騎に襲いかつたため、逮捕が一時

不能になった。事後、商人の子にして遊侠の徒となっていた顔佩韋ら十三人はこの暴動の主謀者として官憲に逮捕され、七月、そのうち顔をはじめとする五人が蘇州で処刑された。これが事件の概略である。周順昌は、かつて福建の地方官となつた時、宦官の収奪政策に反対する中小商人の暴動を擁護し、自ら官を辞してからも、行政当局に水旱害時の租税減免などを請い、「民衆は深くかれを徳としていた」が、顔佩韋ら処刑された五人は、周と全く個人的かかわりはなかつたといふ。

開読の変を見事に形象化して叙述した田中のこの作業に先立つて、一九五四年、佐伯有一は第一の専論において、織傭の変に際しての東林派など反宦官の立場にある「官僚士大夫層」の「陰陽両側面における支持」を指摘した。また、同年、宮崎市定は、明代士大夫の郷里との結合の深さ、郷里における士大夫層の中には、官僚としての「地位権力を笠にきて、郷居中に我儘に振舞う」ところの「郷宦」と、「官途に望みを絶つて郷里に住みつき、学位や一定の任官の経験故に「一般民衆よりは特權的な地位を認められていても」、「何よりもその生れた土地を愛し、郷里の民衆と苦樂を共にしようとする」士大夫、すなわち「隠者の如き」「市隠と称せられる」士大夫との二つのタイプがあることを指摘した。さらに宮崎は、蘇州が明初から市隠活動の頗著な土地であったことに言及している。<sup>15)</sup>

田中は、両者、とくに宮崎の成果をふまえ、すでに織傭の変の分析に際し「さらに注目すべきは、現地の読書人層の一部に、傭工たちの

行動を積極的に支持するか、あるいはこれを契機として、かれらのうちから、官僚や郷紳を内部的に批判する動きが見出される点である」と前置きして、こうした動きを示した人々が、監生張獻翼、監生欽叔陽など、「ほとんど一致して監生、諸生といった人々である」ことを指摘した。田中は、宮崎の「士大夫」という語を「読書人」という語に置き換えた上、読書人層を「官籍にあって官途に直接つながっているもの（郷紳・郷宦）と、直接つながりえないでとどまっているもの」というように、上下に区分するよりも、「郷党にあって支配的勢力を有し、その土地に赴任してきた地方官に対し有力な発言権をもつもの」と、「市隠」とに、つまりその志同性（森）によって横に二分すべきであるとして宮崎の説を一応認める。しかし、田中は、この二つの区分法を統一し、「郷党的勢豪巨室は郷紳層に多く、市隠は監生・諸生を主としたといえるであろう」とし、後者を「行動的な批判者としての読書人層」として重視する。

田中は、こうした前提をふまえ宦官魏忠賢の意向にもとづく周順昌の逮捕をめぐって起つた右の開読の変に際し、「行動的な批判者としての読書人層」が、「どのように自己の性格を表出した」かを問う。「諸生」——監生・生員など中央・地方の国立学校在籍者である読書人は、「父老」——地域の「有識者の入びと」（田中）を介して、起ち上った民衆を説得し、前述のように「事を『隠便』に運」ぼうとしたが、民衆がこの線を踏み越えると、「事すでに失敗に帰すと受け取つて解散してしまつた」。先年來「行動的批判者」として活動してい

た周順昌は、民衆の擁護に直面して驚き、「*この*ように民衆にしたわざることをみずから不思議がった」。これは周順昌の民衆に対する感情が、行政のあり方に対する「正義感的観念」から出た「一般的・抽象的な」同情であったことを示す。

田中は、「*この*ように、「行動的批判者」としての読書人層と民衆との「ずれや<sup>へだ</sup>距り」を指摘するが、より重要なことは、「ずれや距り」を「問題にしうる共通の場が客觀的に形成された」ことであるとし、暴動の主体的側面における民衆の関与について、次のような課題を提出する。

「民衆は、なぜ個人的交渉も面識もない周順昌のために、みずからすすんでいのちをかけたのであるうか。それによって、民衆と読書人とが共通の場に立つにいたつたこの切実な行動は、どこから生みだされてきたのであるうか。」

田中は、当時の中国の学界が、エンゲルスの『ドイツ農民戦争』における階級区分にもとづき、「東林派に代表される一部の読書人・商人層を市民的反対派」と規定していることに注目しながら、明末の階における「階級対立の複雑多岐な」局面における「市民的反対派の演する役割の限界」について、彼らの中に、清朝に投降したもの、清朝に対する民族的抵抗の指導者となりながらも農民反乱については徹底的弾圧者となつた人物が存在したことを例として説く。田中の課題に対する結論はこうである。

「複雑な諸階層の最下層におかれている直接生産者——農民および

手工業労働者（前期的プロレタリアート）の力量がいかほど結集され、発揮されるか、それこそが、一時的にせよ、読書人層をはじめその他の諸階層の複雑な対立を主要な対立に統一し、はげしい闘争を遂行せしめるための決定的な条件をなしたのである」と。

しかしながら、なぜ「権力そのものの実態を見破りえなかつた」民衆、「眞の闘争目標」を見定めえず、「閉鎖的な世界における仲間的意識に契機をもつところの『公憤』」しか抱きえなかつた民衆が、「複雑な対立を主要な対立に統一し、はげしい闘争を遂行せしめ」ることができたのか、なぜ「民衆と読書人とが共通の場に立つにいたつたこの切実な行動」が生みだされたのか。こうした問題はまだ十分には解かれていないよう思える。換言すれば、商品生産の発展の中で形成されてきた直接生産者たちの、いわば客觀的な力量のみ、織傭の変や開読の変の契機が求められてきたのではないだろうか。あるいは、これらの暴動の主体的側面については、むしろその後進的限界のみが着目されたのではないだろうか。以下、暴動の主体側面について再検討するための二つの論点を提示しておきたい。

### III—1 王秩老人の存在をめぐって

さて、Iで示した新資料のうちのB、Cでは、この暴動が決して自

然発生的なものでなく、あらかじめ確認されたところのはつきりとした共同意志にもとづくものであったことが、從来知られていた諸資料よりも具体的に述べられている。暴動の主体的側面について、新資料に即して提出しうる第一の論点は、このことと関連する。すなわち、右の「市人」とく共同意志を相互に確認した上で、決起した人々は、B、Cでは、「市人」、すなわち市民と呼ばれている。この「市人」という呼称は、暴動の主体が、「織傭」「傭工」〔崇禎吳縣志〕卷十一・祥異、すなわち賃金労働者としての存在形態に規定されたところのこの新しい階級に固有の結合原理のみを必ずしも基盤とせず、何らかの他の結合原理にもとづいて形成された可能性を示唆している。

たしかに、佐伯の第二の専論たる「史料類輯」では、暴動の主体について、『崇禎吳縣志』の他にも、『明史錄』万曆二十九年七月丁未の條に「機房の織手」と記され、また顧震濤の『吳門表覽』に「機工の徐元、顧雲、錢大、陸万ら數十人」と記されていることが紹介されてい。従つて、暴動を首唱し、かつそれを主要に担つた人々の多くは、絹織物製造に関与する労働者であったと思われる。しかし、その際、彼ら労働者が、蘇州府城内でつちかわれていたところの、「市人」としての日常的・伝統的結合原理に依拠するところはなかつたであろう。

まず注目したいのは、B、Cでは、暴動初発時の日程が、從前知られていた資料の中では比較的詳細に暴動の全日程を記していた文秉『定陵註略』（卷五・軍民激變）にも見られなかつた具体性をもつて、

十七世紀初頭の「織傭の変」をめぐる二、三の資料について（森）

しかも「市人」による共同意志の形成の過程として記されていることである。

Cによれば、宦官孫隆の隨行の部下である黃建節と、現地召募の徵稅人湯莘・徐成ら二十余人は、縦一匹について銀五分、紗一匹についてその二倍の商品通行稅を課し、「稅使」、すなわち宦官孫隆の檢印が無ければ販売できない、という方針を打ちだした。徵稅実施の日が決つたそつだ、という噂が飛んだ。そこで「市人」の行動が開始される。

「市人、洶洶として、六月初三〔日〕に、相期し、玄妙觀に詣（於いて詣）（誓）う。首為るもの六十人なり。名づけて団行と曰う。明日（四日）、呼ばずして集まる者万人。黃建節の在る所の覓渡橋と名づけられし「地」を跨（越）ぬ。」

徵稅吏の方針に対し、これを受け入れがたいとする「市人」の世論が、六月二日以前の段階で起り、反対の意志を行動で表示することが彼らの間で決められた。そして、六月三日、玄妙觀で「団行」と称される集会が開かれ、行動に決起する意志が神前で誓約されたのである。「首為（た）る者六十人なり」とは、玄妙觀でのこの「団行」に集つた「市人」中の積極分子であつたと考へられる。この六十人の組織活動をなかだちとして、翌六月四日、「万人」と表現されるおびただしい「市人」が結集したのであった。

ところで、先に述べたように、B、Cでは、從前からこの暴動に關

する詳細な資料の一つとして知られている『崇禎吳縣志』（卷十一・祥異）や、『明史錄』（万曆二十九年七月丁未）、『吳門表隱』の場合のように、暴動の主体が「織傭」「傭工」という用語で表現されていない。「織傭」「織工」という用語が使われていないことの事情は、同じく詳細な資料である文秉『定陵註略』（卷五・軍民激變・蘇州民變）、陳繼儒『吳葛將軍墓碑』（前掲）においても同じである。用語のこうした使い方は、一面では、資料の執筆者たる士大夫たちが、今日的な意味での階級分析の視点をとらなかつたことの反映である。しかし、他面では、事態の次のようない側面をも示しているのではなかろうか。

すなわち、第一に、『崇禎吳縣志』等の一群の資料で暴動の主体とされている「織傭」「織工」は、絹織物製造に従事する労働者であると同時に、現実に蘇州府城内の住民、この都市の構成員でもあつた。また、明代の都市蘇州府城は、南宋には平江府城として、元代には平江路の首都として、すでに杭州と並ぶ繁栄を実現しており、絹織物製造業も、この頃すでに発展を見せはじめていた。十七世紀初頭のこの都市の住民の間の結合関係も、一朝一夕に形成されたものではなく、それ自身長い伝統をもつていたと考えられる。従つて、第二に、「織傭」「織工」たちの生活も、こうした伝統的な結合関係と深いかかわりをもつていたと想定される。さらに、六月三日の「六十人」から、四日の「万人」へといふ急速な暴動参加者の拡大の事実がある。暴動の主体は「織傭」「織工」のみにとどまらず、彼ら以外の蘇州府城の住民、

文字通りの「市人」を現実に包含していたとみなされる。

暴動の主体の「市人」的側面について、六月四日以降の暴動の展開に即しつつ考えてみよう。主として、Cによつて示される経過は左のとおりである。

六月四日以降七日まで。六月四日に「万人」という規模で大挙集結した「市人」——その中には「負販」、すなわち肩に荷を担いで売り歩く零細な商人も参加していた——は、黃建節を石つぶてで殺害、さらにその手足となつて城内各閑門での徵稅を企図していた湯莘ら二十人の家を焼打ちした。さらに、彼ら「市人」たちは、「稅使」——宦官孫隆に媚びるため、湯莘らに、資金を供与し、成功報酬を約束して徵稅の強行を使嗾していた「鄉紳」丁「元復」の家を焼いた。「万人」の「市人」は、武器は手にせず、襲撃の際に目にした銀や絹織物はごとごと火に投じ、仲間で掠奪行為に出たものがあればすぐに自分たちの手で焼殺した。「空拳を張りて往来し、惟だ罪人のみ是れ討つ。四民、寢食驚かず（ふだんの暮しを続け）、歎びの声沸溢す」という状況であった。蘇州府知府、府城内の東と西にそれぞれ役所を置いている長洲、吳兩県の知事は、主謀者を探索したが、判明しなかつた。「団行」の日、すなわち六月三日を含むこの五日間、おびただしく集つた「市人」たちは、官側の手をつくした掲示にもかかわらず、「一人として解散を<sup>がえ</sup>肯んずるもの無」かつた。

六月八日。突然、一人の「壯夫」<sup>よきわ</sup>が、もろはだぬぎになり、芭蕉の扇であおぎながら、「衆」の中から進み出、蘇州知府朱<sup>しゆ</sup>〔燮元〕に一

礼し「余は葛成なり。實に是の挙を倡えり。請う〔葛〕成一人を戮し、<sup>やれ</sup>以て國法を伸べられんことを。余は皆縊<sup>おが</sup>まことに觀し人なり。乞う、悉く置きて問う勿れ」と述べた。蘇州知府と、府の推官——司法担当官は、急撃、葛成を主謀者として上級機関に報告した。揚子江下流一帯の諸府の統轄責任者であった應天巡撫の曹時聘は、主謀者を逮捕したという念切なるものがあつたので、さうそく皇帝に葛成の名を報告した。葛成は、暴動の当初には、蘇州府属崑山県の農村にいた。彼は、六月七日、蘇州府城内での「變」を聞き、府城に入つて非常事態を見、八日、思わず義侠心を駆りたてられ、自ら進んで「上官の求め」に応じたものであった。彼は實際の主謀者ではなかつた。

六月八日以後。葛成が、「官に詣りて、自誣し」た（自ら虚偽の申し立てをした）後、「衆」は依然として結集を続けていた。官側は、「衆」の中にいる王秩なる者が年老いていることに着眼し、彼を説得し、彼を通じて「衆」を解散させた。

ここに見てきた六月四日以後の経過のうち、「市人」乃至「衆」の担つた暴動そのものの特徴に関する部分は、佐伯有一の第二番目の専論で紹介された諸資料、及びこれまでの研究の明らかにしてきたところと大筋において変わらない。問題は、後に触れる葛成の関与と、從来知られてきた諸資料には全く登場しなかつた王秩なる老人の動向であり、後者が第一の論点にかかる。Cで王秩に触れるのは次の箇所である。

「事を同にせし」王秩老人有り。年八十なり。玄妙〔觀にて〕神に

盟<sup>あわ</sup>うの日、秩も亦た焉<sup>され</sup>に与る。道士の張景和、秩の面<sup>おも</sup>を知り、而も衆の団行のことを聞けり。但し盟<sup>あわ</sup>所、何事なりしやを知らず。道人（葛成のこと）を陳繼儒、宋懋澄らは葛道人と呼んだ…（後述）官に詣りて自ら誣うるに及ぶも、衆猶お屯聚せり、二令（長洲・吳の二知事）秩の年老いしを見、因りて老人に諭し、試みに官に代りて衆を慰めしめんとす。秩、欣然として與人に謂いて曰く、府県の尊官、諱<sup>ねん</sup>なること此くの如し。我等、何ぞ愛いて散去せず、以て賢明〔なる府県の尊官〕の慮を貽さん乎<sup>か</sup>、と。衆遂に瓦と解き星と散ず。有司初め其の功を嘉し、故に撫台（巡撫）の疏及ばず。已にして、景和、稅使に逢迎し（こびへつらい）、丁紳（鄉紳丁元復）の旨を承くるに及び、遂に、秩の教<sup>けい</sup>禎等と首唱せるを密掲す。秩、晩に坐して獄中に死し、禎も亦た戍<sup>よ</sup>（兵役）に遭わざる。蓋し景和の讒口に当づるものにして、其の罪には非ざるなり」。

王秩であったことを、宋懋澄は認めている。すなわち、宋懋澄の手になることは、王秩が、かりにこの暴動を発起し、推進したもつとも中核的な指導者ではなかったとしても、明らかに初発から暴動を担った「市人」「衆」の指導的部に属し、暴動の收拾に当っては決定的役割を果たしたことを、示しているわけである。

王秩について、Cは、しかしながら、彼が八十才の老人であったことを記すのみである。彼が「市人」の中でも、「織傭」と呼ばれる労働者としての経験をもつてゐるのか、あるいは「機戸」と呼ばれるうちの、零細な規模の機業經營者であるのか、比較的大きな資本を動かす問屋的存在に属するのか、はたまた、絹織物の製造販売には全く無縁の、文字通りの「市人」一般というべきものであるのか、といった点には、全く言及していない。彼とともに密告によって逮捕された叔禎についても事情は同じである。

ただ、注目されるのは、王秩の事態收拾にあたっての影響力の源が、「年老」という点にあつたことである。このことは、暴動を発起した「団行」に際しての王秩の参加が、「団行」に一つの特徴を付与していたことを示唆する。つまり、「年老」であることが重要な価値をもつところの社会関係が、「団行」の基盤となっていた可能性である。この社会関係が、たとえばギルド的性格をもつた「織傭」「織工」たち職能集団のものであるのか、蘇州府城内の住民一般の間の地域的性質のものであるのかを十全に断定する叙述は、Cにはない。しかししながら、ほぼ確実なことは、「年老」者としての影響力を王秩が行使

しうるところのこの種の社会関係は、暴動の発起以前から府城内の「市人」の間に存在している日常的・伝統的な性格をもつものであり、それ故にこそ、生活を破壊する収奪政策に対する「市人」の抵抗の基礎たりえた、ということである。

ちなみに、道士張景和なるものが、從前から王秩の顔を見知っていた、ということは、もちろん、王秩の階級的乃至階層的存在形態を明らかにする材料にはなりえない。しかしながら、この事実は、王秩が、日常から「市人」の中であつて何らかの特異な位置を占めていたことを示唆するものであろう。<sup>17)</sup>

### III—2 葛成の発言をめぐって

暴動の主体的側面について、新資料から提出しうる第二の論点は、暴動の初発においてではなく、その一定の展開ののち、突如蘇州府城内に入つて暴動の隊伍に加わり、主謀者として官憲に名乗り出た葛成の評価についてのものである。先に触れたように田中が、葛成らの「反権力闘争」の「悲劇的限界」を見たのは、具体的には、資料甲に見える彼の発言にもとづく。田中は、前述の資料甲（鄭鄧「題葛賢冊」）のほとんど全文を口語訳しているが、それにほぼ見合う新資料乙（鄭鄧「題葛成冊頁」）の部分を書き下し文にすると、次のようになる。

「此の（自分の）余生は、神宗皇帝（万曆帝）の与えられし所なり。吳門（蘇州府城）三日にして乱定まる。格殺する所の税官十六七人なり。吾れ隻身を以て（単独で）之に当りしことを矢う。神宗皇帝、終に吾の一死を難しことし、縊絞せらるる（牢屋に繋がれる）こと十年にして出づるを得たり。今退きて野に耕やすこと、又若而年なり。吾より後ること二十有八年にして、復た顔佩韋ら五人の縦騎を擊ち殺せしの事（開読の変）有り。熹宗皇帝、未だ之を知らず。而るに開府（巡撫）已に璫（宦官）の意を奉じて「その」脅を處刑場（處刑場）に立てり（死刑を執行した）。吾れ、吾が為に泣くに非ずして、五人の為にするなり、と。」

田中は、涙を流しながらなされたこの発言に見られる葛成の姿勢について、「事件の責任を担つて、すんで名乗りをあげ、死をまぬがれてからは生きながら神とされ、その存命を皇帝個人の意志によるものとして、皇帝の意志との直接的合一のもとに自己の個人的意志を解消する、あるいはそのような『自然の秩序』のなかに埋没する」と書いている。たしかに右の発言で葛成は神宗万曆帝が自分を処刑せず、釈放したことについて感謝の意をこめて述べている。しかし、彼がここで神宗万曆帝について言及するのは、顔佩韋ら五人が、自分が参加したのと同種の宦官一派を対象とする暴動であるところの開読の変に際して、しかも自分と同じく主謀者であると名乗り出ながら、自分とは運命を分けて処刑されたという事実を想起するための導入として

ある。彼の涙そのものは、神宗皇帝の恩恵に対する感謝のために流されたのではなく、五人の悲劇に対する、いわばやり場のない怒りをこめて流されたのである。

この間の事情について、資料甲のオリジナルと見られる乙で、鄭鄧は次のように述べている。

「余（鄭鄧）往きに、吳民（蘇州府城の民）、税璫（徵稅に当った宦官孫隆一行）を擊ちし事、葛成倡を為し、已にして復た身を挺して獄に就き、故を以て波累する（他に累を及ぼす）所無きを聞き、心、其の義を高しとす。後に「葛」成、且に死して神と為らんとし、江湖の間に、甚だ靈爽（この世のものならぬ影響）を著わすを聞けり。今年、陳眉公・徵君（陳繼儒の字と尊称）の書の來たるに介らば、則ち「葛」成固より未だ死せざるなり。促して之に見え、璫（宦官）を擊ちしの事を説かしむるに、猶も烈烈の氣、眉宇の間に盈つ。語未だ既らざるに、憤然として泣く。其の故を問う。曰く、徵君、我が為に余生を字しまる。此の余生は、云々」。

すなわち、葛生の涙は、陳繼儒の書簡によつて彼の存命を知り、彼に面会して織脩の変における宦官との鬭争について話すことを求めた鄭との会話の途次、宦官の不正に対する烈々たる氣魄を眉宇にみなぎらせつつ、彼らと闘つて処刑された五人の運命を想つてふと流されたものなのである。

資料乙は、この涙に心を動かされた鄭鄧が、葛成に対し、神宗万曆帝が彼を処刑しなかった所以を醇々と説いたことを示す。

いえよう。

「余曰く、若、神宗の若を死せしめざる所以を知る乎。豈、独に寛仁（寛大な心）の浩蕩なるのみならんや。抑そも固より深意有り。中官（宦官）の萌きを折きて、天下忠憤の氣を作さんとする所以なる也」。

「夫れ烈士の事を挙ぐるも、亦た顧だ当（必然的契機）有るのみ。豈、生死を以て幸と不幸とを分つ可けん哉。君、一て挙て、税の虐き、遂に減じ、生靈を全うする所算うる無し。五人、再び挙て、縊騎（宦官一派が勅許を得て派遣した捕吏）中にて囂け、士紳を全うする所、算うる無し。君、必死を分とす。而るに神宗皇帝、之を生かさる。五人、業に死に安んず。而るに、今上皇帝、死すれども而も之を生かさる（顕彰された）。吾、以て我が國家忠義の報、永々として未だあきざる有るを知るなり」。

鄭鄧は、神宗が彼を生かした真のねらいは、宦官の伸長を挫き、「天下」に「忠憤の氣」を振起させようとする所があり、熹宗もその方針の下に、五人を顕彰したのだと、葛成に説いた。神宗、熹宗の両皇帝自体が、現実にはどのように意図していたかはこの資料からは不明であるものの、東林派に属する士大夫鄭鄧のこの発想は、まさしく、田中正俊が、次のように描くところの「徳治主義の外被をまとつた」「アジア的專制権力」固有の発想と共通する要素を孕んでいると

「自己の危機を反動的な收奪の強化によって打開しようとして、それが人民の抵抗に遭遇すると、かえってそのような抵抗を一部官僚の個人的な苛政に対する一時的な『公憤』として称揚し、専制主義の体制的支配そのものの矛盾から眼をそらさせ、そのような『公憤』の結果を利用するのである」。

しかしながら、資料乙の続く部分は、鄭鄧の先の発言に対する葛成の率直な所感、及びそれを聞いた鄭鄧の受けとめ方を記録しており、そこにある興味深い。

「成、手を挙げて曰う。『命なるかな之矣（おおせのとおりです）。然りと雖も、吾願わくは、此の忠義の脈、常に薦紳先生に留まりて、閭里には見れざることを。〔さすれば〕則ち吾儕小人幸甚なり』。余、其の言に媿じ、遂に之を書し、以て凡そ薦紳先生爲る者に告ぐ」。

葛成は、自分や顔佩韋らの行為を「國家」への「忠義」の志向の発露だととらえる鄭鄧の評価、及び彼らの行為への対処を通じて「天下」の国家に対する「忠憤」を振起せんとする皇帝の側の企図について鄭鄧が行なった説明を一應認める。しかし、葛成は、彼らが「忠義」の担い手となる事態は、決して「忠義」の実現の本來的なあり方ではな

い、とし、民衆に「忠義」を担わせて自からはそれに便乗し、あたかも第三者のことく論評を加えているだけの「薦紳先生」——士大夫たちの現状をきびしく批判する。「忠義」の脈動は、普通は「薦紳先生」——士大夫の所で聞かれるべきである。「閻里」——「小人」、民衆の世界にまで降りてこないと聞かれないという有様は異常事態なのだ。士大夫が本来果たすべき政治的責任を担つてこそ、民衆は幸福なのだ。葛成はこのように主張して、事実上、鄭鄧に反論している。

葛成のこの発言は、皇帝が権力を集中的に掌握し、士大夫階級がこの権力の実現の担い手となるという、当時の中国の王朝国家の権力構造を前提としてなされている。従つて、この発言自体は、王朝国家自体を何ら批判したものではない。むしろ国家の維持の方途を、士大夫よりも士大夫的な立場で説いているものとさえいえる。しかし、葛成がこの発言をなしえたのは、まさしく彼が冷静な眼で王朝国家の権力構造を見ぬいてからに他ならない。田中のいうように、葛成は「権力そのものの実態を見破りえなかつた」のでは決してない。また、横山の指摘したように「閉鎖的な世界における仲間的意識に契機をもつところの『公憤』」によってのみ起ち上つたのではない。葛成の政治思想、政治意識は、士大夫のそれを越えるものではなかつたが、士大夫のそれには到達しており、士大夫よりもラディカルにその思惟する所を実践に移したのである。葛成の行動のばねは、他ならぬ中国の伝統的な政治思想の枠組にあったと言うべきであろう。

ちなみに佐伯は第一の専論で「宦官政治」という……中国に特質的な十七世紀初頭の「織脩の変」をめぐる二、三の資料について（森）

支配のあり方、およびそれが醸し出す政治状勢の中で、官僚士大夫層の間に政争・党争を生じたこと、「その中でもつともラディカルな層の陰陽両側面の支持」が「『織脩の変』」という鬭争のための「織脩たちの」結合」を生み出す条件の一つとなつたと述べて、重視した。この指摘は暴動の主体的側面の検討に際して、避けて通れぬものであるが、本稿ではその委曲に触れるよりも準備もない。ただ、葛成の右の「反論」に接した鄭鄧が、「其の言に媿はず」という衝撃を受けたことは記憶されねばならない。實に鄭鄧が「題葛成冊貢」というこの一文を草したのは、この葛成の「反論」を「凡そ薦紳先生為る者」に告げんがためであった。葛成の「反論」を受けた鄭鄧だけではない。当時の一群の士大夫は、織脩の変を担つた民衆の行動から、中央の皇帝や宦官とは異なつた意味で、すなわち鄭鄧の受けたと同様の衝撃を受けたのであつた。

佐伯は、第二番目の専論「史料類輯」で、陳繼儒と葛成とが面識の間柄にあつた可能性を想定しているが、すでに行論の中でいくばくか言及してきたように、資料Cによれば、この想定は現実のものであつた。Cは、宋懋澄（松江府華亭県の人。万曆四〇——一六一二——年の挙人）が、陳繼儒（松江府華亭県の人。嘉靖三七——一五五八年——から崇禎二一一六三九——年まで、八十余の生涯を在野の碩学の士大夫として送る）の家で、葛成と知りあつたこと、葛成が陳繼儒に仕えること謹直、陳の為に炊事の労をとつたこともあること。また、陳と語らい、その義挙によって〔葛〕将軍と呼ばれていた葛成を、気

骨があり聰明で、道をもつ者——道徳を身につけた人——のようだと  
いう理由で葛道人と呼んだこと、などを記している。資料乙によれば、

前述のとおり、鄭鄧（蘇州府長州県の人。天啓二年一六二二年

年の進士。東林派）も陳からの書簡で葛成の生存を知り、面会を求

めたのであった。資料Bの割注では、東林派だったその父黄尊素を、周

順昌の場合と同じく宦官魏忠賢の策謀によって失った黄宗義が、「葛成、今、五人の墓に同じく葬らる。其の氣、類ね〔顔佩韋ら五人と〕  
相い似たるを以てなり」と述べていたことが記され、黄宗義の葛成ら  
に対するみなみならぬ同情を偲ばせる。織傭の変を直接見聞したと  
推定される吳県の監生欽叔陽の作になる「税官譜」、すなわち、この

導者の一人である王秩なる老人の存在に象徴されるところの、蘇州府  
城の住民——「市人」の間にとり結ばれている日常的・伝統的な社会  
関係を基盤に形成されたのではないか、という点である。

第二は、暴動に途中から参加し、その犠牲的行動故に、指導者と目  
されるようになつた葛成が、王朝国家の権力構造における士大夫の役  
割について、伝統的な政治思想にもとづく認識をもつっていたのではないか、この伝統的な政治思想の枠組が彼の行動のばねとなつたのではないか、という点である。

もとより、この二つの論点は、前者については、資料B・C、後者  
については資料乙の叙述に主としてもとづく問題提起的な性質のもの  
にすぎない。

しかし、少くとも、これらの資料が、従来その後進性の批判的指摘  
のみがなされてきた、この暴動——「織傭の変」の主体的側面につい  
ての、換言すれば、暴動の主体となつた人びとの政治的・社会的意識  
についての立ち入った検討の必要を喚起していることはたしかであ  
る。日常的・伝統的な原理という古い容器に、生産力の発展を体現す  
考えられるのである。

### おわりに

る新しい力量が盛りこまれる。こうした仕方で前進を遂げるという、前近代中国の歴史の展開の一般的特徴は、十七世紀初頭、明末のこの一都市暴動を通じてもうかがわれるようと思われる。事柄を前近代中國の民衆の思想的な歩みに限つたとしても、同じことが言えよう。

## 注

- 1) この間の事態については、日本では、田中正俊「民變・抗租奴變」『世界の歴史』11・ゆらく中華帝国（一九六一年筑摩書房）が適確に整理しているほか、横山英「中國工商業者の歴史的役割」『歴史学研究』第一六〇号（一九五二年）、酒井忠夫「士人と明末の社会」『中國書書的研究』第二章「明末の社會と善書」第四節（一九六〇年弘文堂）にも言及がある。谷應泰『明史紀事本末』卷六十五「鉛稅之弊」には全經過が年月を追って簡潔にまとめられている。
- 2) なお、近年、夫馬進は、從來の日本における「民變」研究は、ほとんどがこうした「反宦官民變」に限定されてきたことを、「都市問題・都市社会の研究自体」も、「ややなおざりにされてきた」とともに批判し、いわば「反鄉紳民變」ともいうべき、万曆十年（一五八二）の杭州民變をはじめとしてあげた「明末の都市改革と杭州民變」『東方學報』京都第49冊、一九七七年）。しかしながら、本稿で論及するのは、とりあげる資料の内容にも規定されて、「反宦官民變」のみである。
- 3) 詳細については、以下の行論を参照。本稿でその全文を紹介する三つの資料には、比較的詳細に経緯が述べられている。なお、注3)に引く宮崎市定以下の先行研究によつて事件の経過の概略は、よく知られている。
- 4) 日本では、宮崎市定「明清時代の蘇州と輕工業の発達」『東方學』第二輯（一九五一年）、横山英前掲論文（一九五二年）、酒井忠夫前掲書（一九六〇年）、田中正俊前掲論文（一九六一年）、行論で述べる佐伯有一の諸論文がある。中國の代表的なものとしては、尚鉢「中國資本主義生産因素的萌芽及其增長」

## 十七世紀初頭の「織機の変」をめぐる二、三の資料について（森）

『中國資本主義關係發生及演變的初步研究』（一九五六年・三聯書店）、傅衣凌「明代江南的織工業與職工暴動」「明代江南市民經濟試探」（一九五七年、上海人民出版社）

右影印本所収都留春雄氏解題。

- 5) 本稿で用いた「白石樵真稿」は、単刊で、大阪府立図書館蔵・明崇禎九年（一六三六）年序の二十四巻（八冊）本である。明刊本としては、この他に、内閣文庫蔵『眉公十種藏書』所収本がある。なお、最近、愛知県立大学佐野公治氏の御好意で、東京大学文学部漢籍センター・『中國文學珍本叢書』所収の鉛印本のコピーを見ることができたが、大阪府立図書館蔵本との間に文字の異同はなかった。
- 6) 民国二十二（一九三三年刊）『吳縣志』卷四十一・冢墓と、『江蘇省明清以来碑刻資料選集』（江蘇省博物館編、一九五九年、北京三聯書店）十七・「其他」の項とに収録されている。詳細については、佐伯「史料類輯」参照。
- 7) 日本におけるこの時期の抗租研究は、一九五八年の小山正明「明末清初の大土地所有（二）」『史學雜誌』六七編一號以後、必ずしも着実には進んでこなかつたが、ただ、昨一九八〇年夏、北海道大学東洋史談話会主催の夏季シンポジウム「抗租闘争の諸問題」が開かれ、新しい一步がふみだされた。奴變研究も大きく立ちおくれていたが、近年、西村かずよ「明清時代の奴僕をめぐって」（『東洋史研究』三十六卷四号、一九七八年）が研究史を整理し、佐藤文俊の專論「光山県・麻城県奴變考」（中山八郎教授頌寿記念明清史論叢）・一九七八年）が発表された。中国でも、傅衣凌の先駆的労作「明清之際の奴變・和佃解放運動——以長江中下游及東南海域地区為中心的一個研究」（『明清農村社會經濟』（北京三聯書店、一九六一年）のあとを繼ぐ仕事が最近ようやく出現した。劉永成「清代前期佃農抗租闘争的新發展」（『清史論叢』第一輯、一九七九年）で抗租が、韋慶遠・吳奇衍・魯業「清代奴婢制度」、韓恒煜「略論清代前期的佃僕制」（『清史論叢』第二輯、一九八〇年）で奴變が論じられ、『康熙乾隆時期城鄉人民反抗闘争資料（上冊）（下冊）』（中國人民大學清史研究所・檔案系中國政治制度史教研室合編、中華書局、一九

七九年)で抗租、奴変、さらに民變をも含む基本資料の網羅的整理が行なわれた。中国の仕事は、いすれも、文献資料のみならず、豊富な檔案・文書資料を用いた堅固な労作である。なお、筆者は、十六世紀半ばから十九世紀初頭における抗租の継起的展開を「明清時代の土地制度」岩波講座『世界歴史』十二・中世六。(一九七一年)で跡づけ、十七世紀における抗租と奴変との関連についての試論を「民衆反乱史研究の現状と課題」——小林一美の所論によせて——『講座中國近現代史』1・中国革命の起点(東京大学出版会)。一九七八年)で提示した。

8) 把頭制は包頭制ともいわれ、旧中国における労働請負い制度である。明末

清初期の包頭制は、現在までの所、絹織物業については検証されておらず、蹴布業——織布・染色の工程を終えた綿布のつやだしを担当する営業についてのみ明らかにされている。商業資本である布商と現実につや出しの労働に当る端匠との間に介在し、自らつや出しの用具及び住居・食事を提供して端匠の労働を組織し、布商が端匠に支払う賃金の一部を中間搾取する、というのが、蹴布業における包頭の役割である。横山英「蹴布業の生産構造」(『中国近代化の経済構造』一九七二年、亜紀書房)、寺田隆信「蘇州蹴布業の経営形態」(『山西商人の研究』補論、一九七八年、東洋史研究会)参照。

9) 佐伯有一「日本の明清時代における商品生産評価をめぐって」『中国史の時代区分』(一九五七年、東大出版会)で使用された語である。

10) 今堀誠二「ヨーマン・ギルドの構造」『社会経済史学』第十八卷一・二号。一九五二年)。

「」内は、佐伯有一の第三の専論による。

宮崎市定前掲論文

藤井宏「中国史に於ける新と旧」『東洋文化』第九号(一九五二)

14) 13) 12) 11) 明末清初期に限っても、近代以前の中国の都市の労働者の存在形態、その歴史的性格について、正面から論及した仕事は、今日に至るもほとんどなく、横山の以下の見解は、それ自身、データとしての意味をなお有している。宮崎市定「明代蘇松地方の士大夫と民衆——明代史素描の試み」『史林』三七卷三号(一九五四年)。現在『アジア史研究第四』(一九六四年、東洋史研究会)所収。宮崎の所論及び、以下に記す」とく、この宮崎の所論をふ々に御礼申し上げたい。

まえて展開された田中の見解について、筆者は、一九八〇年、「明代の郷紳——士大夫と地域社会との関連についての覚書」(『名古屋大学文学部研究論集』七七・史学二六。一九八〇年三月)で自身の評価述べた。なお、当該論文でも述べたように、宮崎は蘇州など江南の都市を念頭において士大夫と民衆の関係を論じており、田中の読書人と民衆との関係についての見解も事实上都市についてのそれであるように思われる。つまり、兩者の場合、農村を検討の対象としていない。

16) 玄妙觀は蘇州府城旧長洲県境内にある著名な道觀(仏教の寺院に當る道教の施設)。晋の咸寧年間(二七一—二七四)に真慶道院として設立され、元の至元元年(一二六三)からこの名を称した。現在も、本堂ともいうべき三清殿を中心にして多くの建物が残り、蘇州市のほぼ中心という好位置を占めるその一帯は、人民商場(市場)としてにぎわっている。

17) 以上、第一の論点については、宋懲澹の手になるに依拠しながら論じた。だが黄宗羲の宋懲澹の文章に対する評価は必ずしも高くなかったことも参考のために記しておきたい。すなわち、同僚杉山實行氏の教示によれば、『明文選讀』卷二十四「記」所収の宋の「文」『紀陶貢人事』の末尾には、黄宗羲の子百家の手で、次の如き註が附されているのである。

「先夫子曰、宋懲澹字幼清、華亭人。其九籥集、曲折波瀾之中、加以脂粉、亦多異聞小說。然恐道聽、未必皆实。」

附 記

本稿は、「蹴布の変」をめぐる二、三の資料について」と題して一九七八年十一月刊の季刊『燃原』6号に寄稿した小文を増補したものである。増補に際しては、右の小文で省略した三つの資料の全文を収録し、論旨を少しく詳細に敷衍した。また右の小文において犯した資料の字数の誤まりをも訂正している。なお、増補版としての本稿は、本来、故守本順一郎教授を追悼するために刊行される予定の論文集のために執筆し、一九七九年六月末日成稿を見たものであるが、一九七八年の右の小文との密接な関連故に、当該論文集の完成に先んじて、ここに発表させていただくことにした。寛大な御配慮を賜った関係者の方々に御礼申し上げたい。